

矢吹町公告第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び矢吹町財務規則（昭和63年矢吹町規則第1号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札について公告する。

令和6年4月25日

矢吹町長 蛭田 泰昭

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 工事番号 | 第9号 |
| (2) 工事等名 | 三神公民館改修工事 |
| (3) 工事場所 | 矢吹町神田西地内 |
| (4) 工期 | 令和6年6月17日から令和7年2月28日まで |
| (5) 指定業種 | 建築一式工事 |
| (6) 工事の概要 | 耐震補強及び外部改修 |

2 契約事項

契約については、財務規則及び矢吹町工事請負契約約款に基づき契約締結する。
なお、上記財務規則及び約款については、総務課において閲覧することができる。

3 入札執行日時

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 入札日時 | 令和6年5月16日（木）午前10時 |
| (2) 入札場所 | 矢吹町役場 第4会議室 |

4 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日前日の午後3時までに財務規則第114条の規定により見積に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 矢吹町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

5 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第99条の規定により、請負代金又は契約代金

の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社[公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。]の保証に係る証書を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付する場合
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結する場合
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

6 入札参加及び設計図書等の閲覧（貸出）に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項による許可を受けていること。
- (2) 矢吹町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- (3) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有する者で住民税等納入者であるもの又は町外に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、住民税等納入者であるものをいう。）、または白河市及び西白河郡管内の業者（県内に本社若しくは本店のある管内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、住民税等納入者であるものをいう。）
※ここでいう住民税等納入者とは、当該公告日の前日の時点で、すでに納期限が到来している法人住民税（個人にあつては個人住民税）、固定資産税及び特別土地保有税並びに軽自動車税を完納している者をいう。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果における建築一式工事の総合評点700点以上で一般建設業又は特定建設業の許可を有している者
- (5) 矢吹町の指名競争入札の参加を停止された場合において、その期間を経過していること。
- (6) 過去に、公告の工事と同規模の複数の同種公共工事実績があること。
※ここでいう過去とは、10年以内、複数とは2件以上、同種公共工事とは建築一式工事を指す。

7 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書を入札参加希望者の閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 矢吹町役場 総務課
- (2) 閲覧期間 令和6年4月25日(木)～ 令和6年5月14日(火)
(※土曜、日曜、祝日を除く毎日の午前9時から午後5時)
- (3) その他 閲覧期間中、設計図書等の電子データの入ったCD-Rを新品のCD-R(ケースに入れた状態)と交換することが可能。

8 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。

- (1) 提出場所 矢吹町役場 総務課
- (2) 提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時00分
- (3) 応答書 令和6年5月15日(水)までに質問者に送付するとともに、閲覧場所に写しを掲示する。

9 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、令和6年5月10日(金)の午後5時までに、次の書類を矢吹町役場総務課に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 制限付き一般競争入札参加申込書
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し
- (3) 建築業法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書
- (5) 住民税等の納税証明書の写し

10 入札執行の回数

入札執行回数は、3回を限度とする。

11 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

12 工事費内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し、入札時に積算内訳書(第8号様式)を提出すること。

13 低入札価格調査の調査基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札

者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行後に、町が行う事情聴取に協力すること。

14 失格基準価格の設定

失格基準価格を設定し、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低の入札者であっても低入札価格調査委員会を開催することなく失格とする。

15 入札の中止

受付最終日（令和6年5月10日（金））までに入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

16 入札書の記載

入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 議会の議決

本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢吹町条例第12号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するため、議会の議決を得たときに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。

18 その他

本工事は、週休2日確保モデル工事（発注者指定型）の対象工事である。